

米沢市下水道事業運営審議会（第1回）

日時：平成28年5月27日（金）

午後1時15分から

場所：米沢市役所3階庁議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び事務局の紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 諮 問
- 7 議 事
 - (1) 審議会の公開・非公開について
 - (2) 委員の個人情報取扱いについて
 - (3) 米沢市下水道事業運営審議会の役割について
 - (4) 米沢市下水道事業の概要について
 - (5) 諮問の趣旨について
 - (6) 今後の審議会日程について
- 8 その他
- 9 閉 会

○米沢市下水道事業運営審議会設置条例

平成18年6月30日

条例第23号

改正 平成20年10月1日条例第29号

平成23年3月29日条例第2号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、米沢市下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 公共下水道事業の運営に関すること。
- (2) 公共下水道の使用料に関すること。
- (3) 公共下水道事業の受益者負担金及び分担金に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員は、審議会が前条の規定により答申したときをもって解任されるものとする。

(平20条例29・平23条例2・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例2・旧第5条繰上)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平23条例2・旧第6条繰上)

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取することができる。

(平23条例2・旧第7条繰上)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平23条例2・旧第8条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月29日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

米沢市下水道事業運営審議会の公開・非公開について

1 会議の公開又は非公開の決定について

会議自体を公開にするか非公開にするかは、米沢市情報公開条例第 24 条で公開としています。ただし、審議内容に個人情報が含まれる場合や、公開することで公正かつ円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合は、審議会の決定により非公開にすることもできます。

2 会議録等の開示又は不開示について

審議会の会議録等は公文書に該当し、米沢市情報公開条例第 7 条で開示しなければならぬとしています。不開示にできるのは第 7 条各号で定められた内容のもので、合理的な理由のある必要最小限の情報に限られます。

参考（米沢市情報公開条例の抜粋）

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

（会議の公開）

第 24 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。

米沢市下水道事業運営審議会委員の個人情報の取扱いについて

委員の個人情報は、米沢市個人情報保護条例により保護されています。

ただし、他の行政機関や市民等から「市がどのような委員から御意見を受けて下水道事業を運営しているのか」などの情報提供の依頼があった場合には、委員の個人情報の一部を提供させていただきたいと考えております。

依頼があった場合に提供する委員の個人情報の内容

対 象 米沢市下水道事業運営審議会委員名簿及び名簿外情報の一部
内 容 委員の氏名、所属団体、所属団体での役職名及び連絡先
提供先 国の機関及び地方公共団体、関係団体、市民、報道機関

(例) 委員名簿がほしいのですが。

→ 名簿（氏名、所属団体、役職のみ）を提供します。

(例) ○○委員の肩書を教えてください。

→ 名簿の範囲で提供します。

(例) ○○委員の連絡先を教えてください。

→ 委員の承諾を得てから、承諾された内容のみを提供します。

参考（米沢市個人情報保護条例の抜粋）

（利用及び提供の制限）

第10条 実施機関は、利用目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 当該実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合で、当該個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 国等にその所掌する事務又は事業の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合で、当該事務又は事業の性質上当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて、個人情報の提供を受けるものの当該個人情報を利用する目的、本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、そのものが当該個人情報を利用することが公益上特に必要であり、かつ、やむを得ないと認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報の提供を行う場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

《 下水道事業の概要 》

■全体計画は

既成市街地の東部、中部、西部、北部、八幡原地区とその周辺計画区域を合わせた2,334haの地域について整備計画を策定しています。

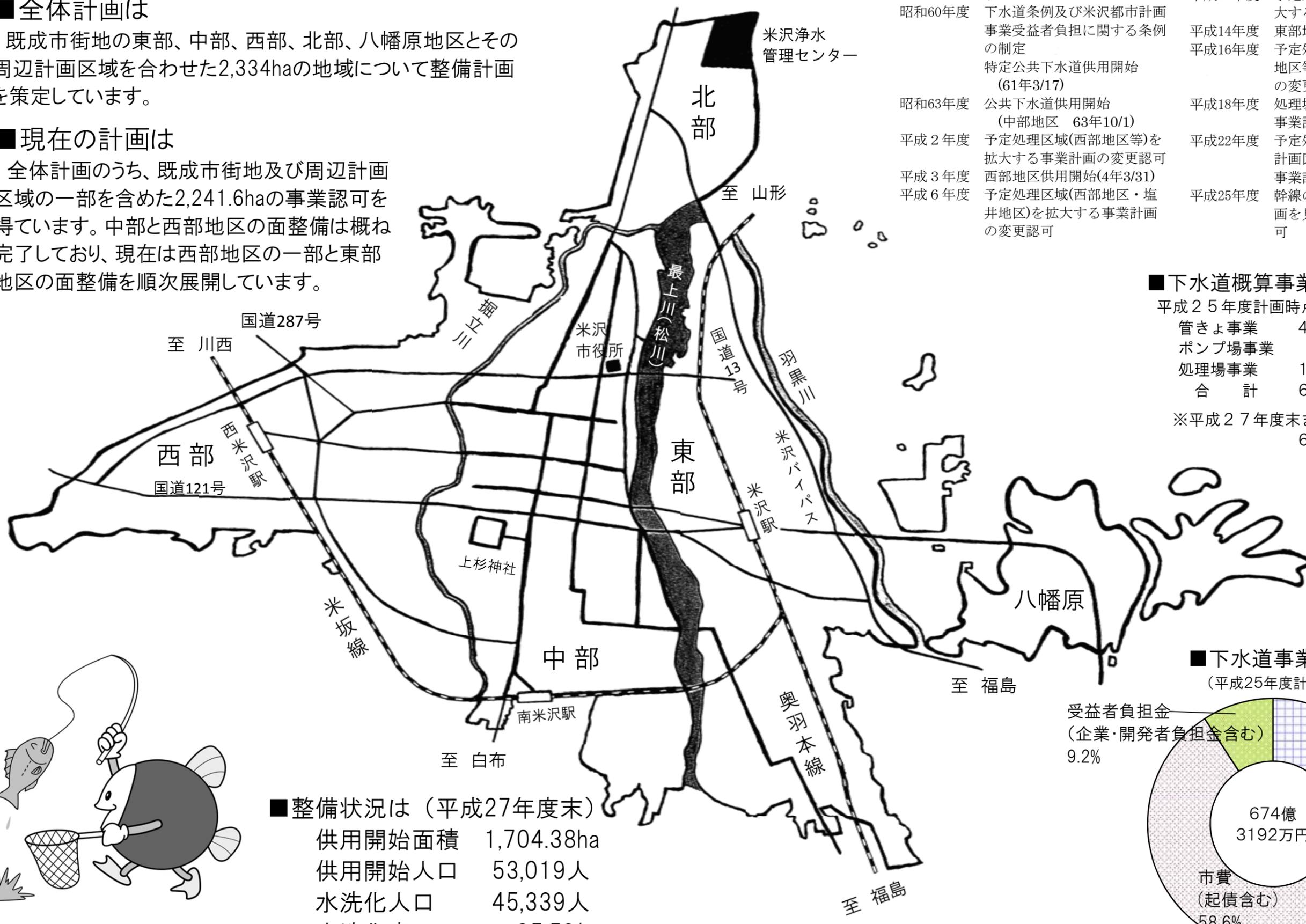
■現在の計画は

全体計画のうち、既成市街地及び周辺計画区域の一部を含めた2,241.6haの事業認可を得ています。中部と西部地区の面整備は概ね完了しており、現在は西部地区の一部と東部地区の面整備を順次展開しています。

■整備状況は（平成27年度末）

供用開始面積	1,704.38ha
供用開始人口	53,019人
水洗化人口	45,339人
水洗化率	85.5%

至 山形



■本市下水道事業のあゆみ（抜粋）

昭和49年度	公共下水道事業計画の認可	平成8年度	予定処理区域(八幡原地区)を拡大する事業計画の変更認可
昭和56年度	公共下水道汚水管理設工事に着手	平成10年度	予定処理区域(東部地区)を拡大する事業計画の変更認可
昭和60年度	下水道条例及び米沢都市計画事業受益者負担に関する条例の制定	平成14年度	東部地区供用開始(15年3/31)
	特定公共下水道供用開始(61年3/17)	平成16年度	予定処理区域(通町・東大通地区等)を拡大する事業計画の変更認可
昭和63年度	公共下水道供用開始(中部地区 63年10/1)	平成18年度	処理場施設の内容を変更する事業計画の変更認可
平成2年度	予定処理区域(西部地区等)を拡大する事業計画の変更認可	平成22年度	予定処理区域(中田町・周辺計画区域の一部)を拡大する事業計画の変更認可
平成3年度	西部地区供用開始(4年3/31)	平成25年度	幹線のルート変更及び財政計画を見直す事業計画の変更認可
平成6年度	予定処理区域(西部地区・塩井地区)を拡大する事業計画の変更認可		

■下水道概算事業費

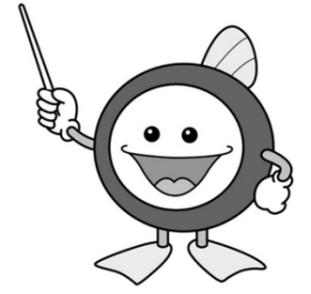
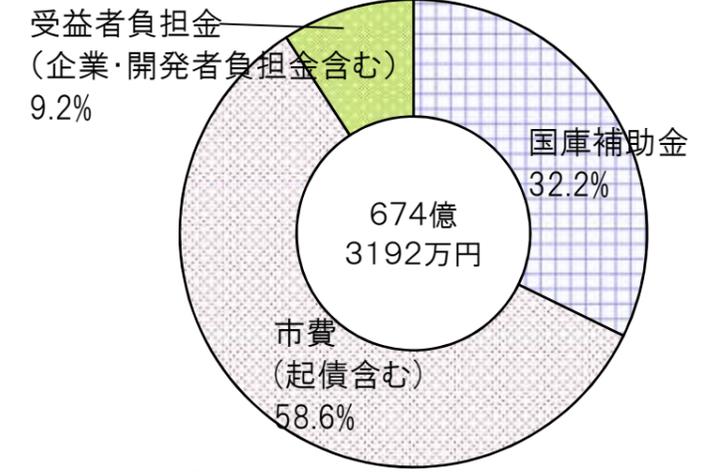
平成25年度計画時点事業費

管きよ事業	464億2165万円
ポンプ場事業	19億7639万円
処理場事業	190億3388万円
合計	674億3192万円

※平成27年度末までの投資済み事業費
612億2488万円

■下水道事業の財源

(平成25年度計画時点に基づく財源内訳)



1 下水道の役割

(1) 便所の水洗化

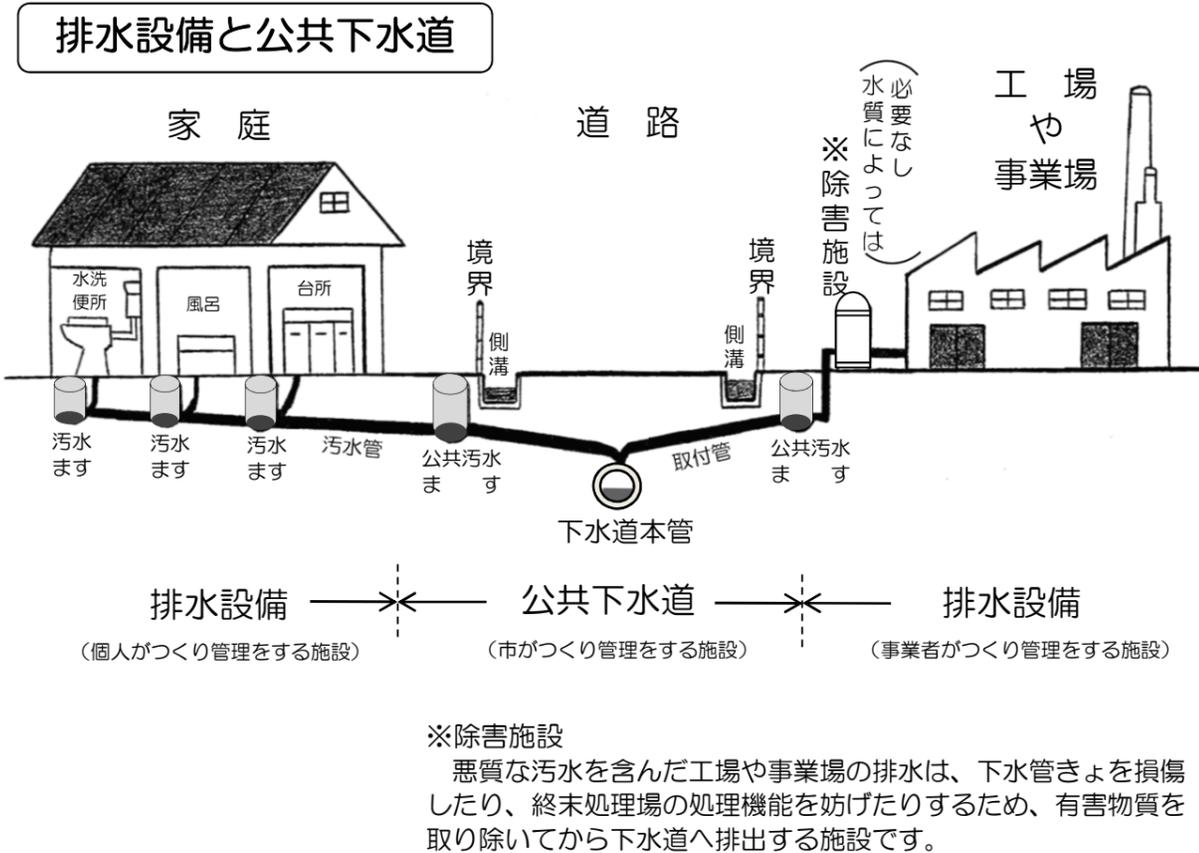
くみとり便所を水洗化することにより、衛生的で快適なくらしができるようになります。積雪期のくみ取り等のわずらわしさもなくなります。また、浄化槽の場合は、保守点検等の維持管理や電気料も不要となります。

(2) 周辺環境の整備

日常生活や工場・事業場等の生産活動に伴って生じる下水は、下水道管を通して終末処理場へ流れますので、蚊やはえ、悪臭の発生を防ぐことができ、周辺環境が良くなります。

(3) 公共用水域の水質保全

下水道は下水を集めて処理しますので、河川など公共用水域の水質汚濁防止に大切な役割を果たし、自然環境の保全に大きく寄与することになります。



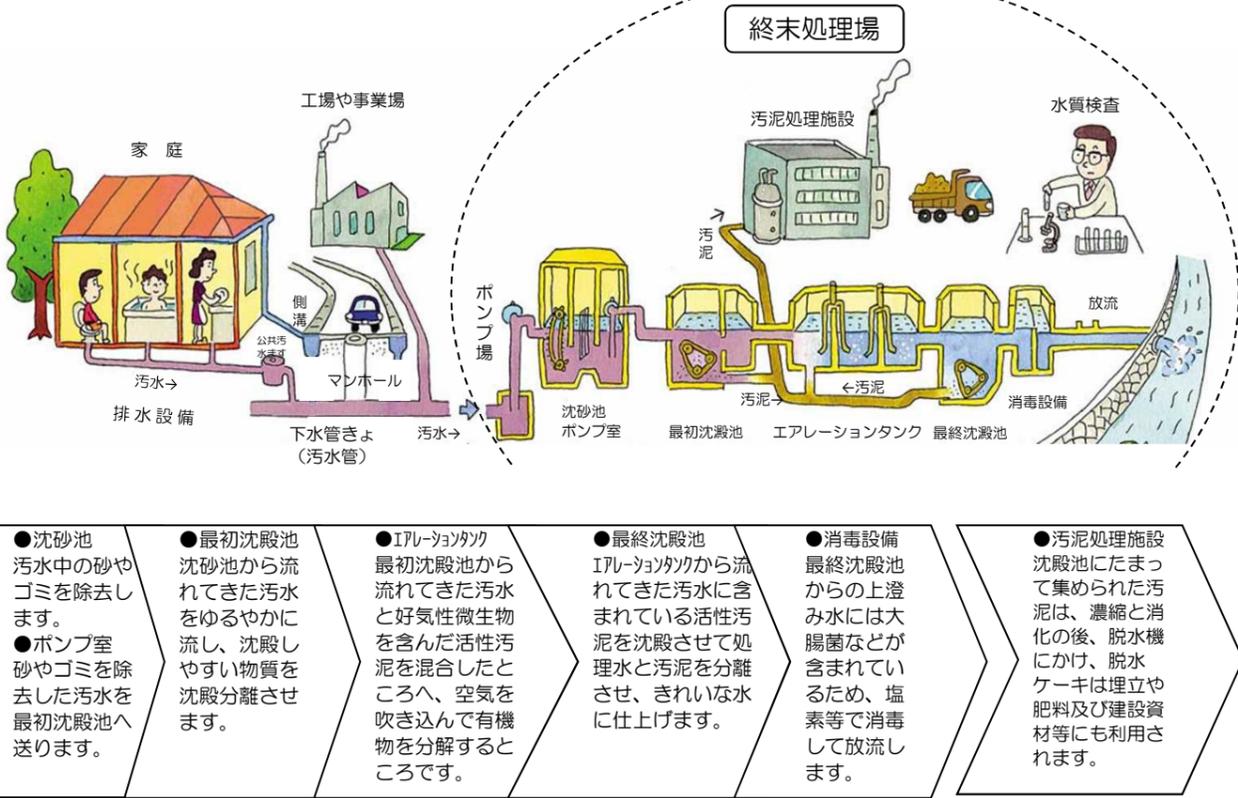
2 下水道のしくみと終末処理場のはたらき

(1) 下水道のしくみ

家庭又は工場や事業場から排出された汚水は、下水管きよ（污水管）、ポンプ場を通して終末処理場に集められ、きれいな水に処理してから河川等に放流されます。

- 排水設備 家庭排水や工場や事業場排水を公共下水道に流入させるために、自己の敷地内に設けられます。排水管きよ等、公共污水ますまでの設備をいいます。
- 下水管きよ 汚水を集めて、すみやかに終末処理場へ送る役割をします。
- ポンプ場 汚水は普通、自然に下水管きよ（污水管）を流れますが、汚水の中継したり、くみ上げてからスムーズに流れるようにします。
- 終末処理場 集められた汚水を物理的、化学的に処理し、安全できれいな水に処理してから河川等に放流します。

(2) 終末処理場のはたらき



米沢市生活排水計画処理区域図

合併処理浄化槽区域
公共下水道・農業集落排水処理施設区域以外の全域

成島地区農業集落排水処理施設

米沢浄水管理センター

公共下水道整備区域	
農業集落排水処理施設整備区域	
合併処理浄化槽整備区域	上記以外の区域
処理施設	

